

今後の進め方について

「仙台市客引き行為等の禁止に関する条例」が制定されたことに伴い、今年度内に、以下の取り組みを行う。

1 啓発パレードの実施

地域の方々や警察関係者とともに、パレードを実施する。

- ・開催日時：平成31年2月6日（水）18時～19時
- ・パレードコース（予定）：藤崎前～一番町～国分町～元鍛冶丁公園
- ・内容：条例が制定されたことや客引き行為等をしない、させないよう呼びかける

2 街頭啓発活動の拡充

現在、業務委託により週1回実施している街頭啓発活動を、平成31年1月から回数を増やして実施する。

- ・週1回（金曜日） → 週3回（水曜日・金曜日・土曜日）
- ・実施時間：18時～22時
- ・人数：3人
- ・場所：広瀬通周辺など

3 制御サインの設置

客引き行為等禁止区域内において、禁止区域であることを示す制御サインを整備する。

(1) トランスボックスへのラッピング広告

東北電力所有のトランスボックス（配電用地上機器）に、客引き行為等禁止の表示をする。

(2) 路面標示シール

客引き行為等をする者が多く見られる場所に、この区域では客引き行為等が禁止されている旨を示す路面標示シールを設置する。

4 条例説明会の開催

条例の概要についての説明会を実施する。

- ・開催期日：平成31年1月30日（水）
- ・会場：エル・パーク仙台
- ・対象：①大学及び専門学校 ②事業者（一般市民含む）

5 条例リーフレット・ポスターの作成・配布

条例の内容を分かりやすくまとめたリーフレット・ポスターを作成し、飲食店事業者及び大学・専門学校へ配布する。